【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成30年6月22日提出

【ファンド名】 明治安田ジャパン・セレクト

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大崎 能正

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【事務連絡者氏名】 植村 吉二

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【電話番号】 03-6731-4721

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

内国投資信託「明治安田ジャパン・セレクト」(以下「当ファンド」といいます。)につき、信託の終了(以下「繰上償還」といいます。)にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ)繰上償還の年月日

平成30年9月14日(予定)

法令および信託約款の規定に基づく繰上償還手続きにおいて、異議申立の受付期間中(平成30年6月23日から平成30年8月6日)に、ご異議の申し出のあった受益者の方の受益権の口数が平成30年6月22日現在の受益権口数の2分の1を超えないことを条件として繰上償還するものとします。

(口)繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドの助言元となるタンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社は、丹後耕造氏(代表取締役)が平成30年11月30日をもって会社を解散することを決定し、以降は助言の提供が不可能となりました。また、当ファンドの受益権口数が、信託約款に定める繰上償還にかかる残存受益権口数を下回っている状態になっており、当該残存口数も減少傾向で、受益者に十分なサービスを提供できなくなることが懸念されるため、信託約款の規定に従い、繰上償還の手続きを開始することを決定しました。

(ハ)繰上償還にかかる情報の受益者への提供

平成30年6月22日付にて当該繰上償還にかかる電子公告を行います。

また、当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者に対して、繰上償還にかかる情報を記載した 書面を交付いたします。

以上